

# 尼崎市版地域クラブ活動ガイドライン

## はじめに

本市では、令和6年11月25日に、子どもたちがスポーツや文化・芸術活動（以下、「スポーツ等」という。）を通じた多様な学びの機会を持続的に確保していくことを目的として、「子どもたちの学びをひろげるための尼崎市版地域クラブ活動の推進について（方針）」（以下、「尼崎市版地域クラブ活動推進方針」という。）を策定し、地域クラブ活動を推進する上での基本的な方針を定めました。本ガイドラインは、この方針を踏まえながら、地域クラブ活動の推進に当たって必要な事項について定めるものです。

## 目次

1 地域クラブ活動の定義と取組の推進体制	2
(1) 地域クラブ及び地域クラブ活動の目的・趣旨	2
(2) 事務局	2
(3) 尼崎市の責務	2
(4) 地域クラブの責務と活動原則	3
(5) 指導者の責務	3
(6) 会員の権利と責務	3
(7) 市立中学校の役割	3
2 直営地域クラブ	3
(1) 直営地域クラブとは	3
(2) 設置手順	4
3 認定地域クラブ	4
(1) 認定地域クラブとは	4
(2) 認定要件及び認定の取り消し	4
(3) 認定地域クラブが受けられる支援	4
4 地域クラブの態様と活動方針	5
5 指導者登録制度(直営地域クラブ)	6
(1) 指導者の種類と役割	6
(2) 指導者の要件	7
(3) 登録から配置、活動までの流れ	7
6 地域クラブ活動における会員の留意事項	8
(1) 活動場所への移動等	8
(2) 連絡体制と個人情報の取り扱い	8
(3) 安全な活動の確保	8
7 今後の検討課題	8

(1) 施設利用等について.....	8
(2) 認定地域クラブへの支援について .....	9
(3) 取組の進捗管理.....	9

## 1 地域クラブ活動の定義と取組の推進体制

### (1) 地域クラブ及び地域クラブ活動の目的・趣旨

#### ア 地域クラブ

本市の地域クラブは、「本市市立中学生を主な対象に<sup>※1</sup>、スポーツ、文化・芸術活動の機会を安定的・継続的に提供できるクラブで、尼崎市版地域クラブ活動推進方針及び本ガイドラインに沿った活動を行う<sup>※2</sup> など、本市地域クラブ活動の趣旨や意義を理解し、その推進に協力するクラブ」とします。

※1 本市市立小学生も対象に含む場合があります。

※2 当該方針及び本ガイドラインは、国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、兵庫県の「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」、「兵庫県部活動地域移行推進計画」、尼崎市の「尼崎市立中学校部活動の方針」に準拠して定めるものです。

#### イ 地域クラブ活動

本市の地域クラブ活動は、生徒の興味・関心（選ぶ権利）を尊重し、多様な学びの場を持続的に確保するために、行政、民間、地域との協働の下に活動を行います。

ここでいう「多様な学び」とは、学校部活動の教育的意義を継承・発展するものとして、「異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と指導者等との好ましい人間関係の構築を図るほか、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養」に加え、活動を通じた地域とのつながりなどをいいます。

### (2) 事務局

上記(1)に掲げる目的・趣旨を達成するために、各地域クラブの統括（直営地域クラブの設置・運営、認定地域クラブの認定及び指導者登録制度の運用、まちぐるみで生徒の学びを支援するための各種取組）を行う事務局として、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団（以下、「事業団」という。）を据え、尼崎市とのパートナーシップの下、一連の取組を進めていきます。また、認定地域クラブの設置・運営の促進について市と協働して検討・実施していきます。

### (3) 尼崎市の責務

尼崎市教育委員会は、上記(1)に掲げる目的・趣旨を達成するために、事務局はもちろん、地域や事業者等の多様な主体と協働し、また必要な支援を行い、本市の地域クラブ活動を推進する責を負います。

#### (4) 地域クラブの責務と活動原則

本市の地域クラブは、上記(1)に掲げる目的・趣旨を達成するために、事務局の指導の下、会員（クラブに加入する生徒・児童をいう。以下同じ。）が安心・安全に、また、学校生活と地域クラブ活動とを両立し、充実した日々を過ごすことができるよう活動することを原則とし、責務とします。また、各地域クラブは、設置者がその責任の下に運営するものとします。

#### (5) 指導者の責務

本市の地域クラブにおける指導者は、事務局の指導の下、上記(1)に掲げる目的・趣旨を達成するために、第一に会員のことを考え、次に掲げる方針の下で指導を行うこととします。

- ア 個性を伸ばし、友情を深めるなど好ましい人間関係を育て、常に地域クラブ活動の趣旨・目的を再確認し、対話を重視した指導を図る。
- イ 会員の声に積極的に耳を傾け、クラブ運営に活かす。
- ウ 短期的な結果を追うのではなく、会員の長期的なスポーツ等の活動を見据えた指導を行う。
- エ 指導者も常に学び続けながら、会員の成長を支援する。

#### (6) 会員の権利と責務

会員は、各地域クラブから自分に合ったものを選び、活動することができます。活動に当たっては、指導者の指導の下、自らが主体的かつ自発的に活動に参加するものとします。地域クラブに関することで悩みや相談があるときは、指導者はもとより、相談内容に応じて事務局や尼崎市教育委員会に相談することができます。

#### (7) 市立中学校の役割

市立中学校は、上記(1)に掲げる趣旨・目的を達成するために、地域クラブによる校舎及び運動施設並びに学校備品等の利用への協力、地域クラブでの指導を希望する教員への理解に努めるとともに、自校の生徒が地域クラブで活動することに興味・関心を寄せ、その活動への参加に対する理解に努めるものとします。

## 2 直営地域クラブ

### (1) 直営地域クラブとは

地域移行後も生徒がスポーツ等に親しむ機会を確保するものとして、事務局である事業団が設置・運営するものです。この趣旨から、尼崎市はクラブ運営経費の一部について補助を行い、参加しやすい会費としながらも、安定的なクラブ運営の確保を図ります。

## (2) 設置手順

尼崎市と事業団とで、活動拠点や指導者等の確保見通し、認定地域クラブの充実状況等を総合的に勘案しながら協議・検討の上で設置します。

## 3 認定地域クラブ

### (1) 認定地域クラブとは

生徒が多様な選択肢から興味・関心のある活動を選べるよう、本市及び事務局が設置・運営を支援する上で、事務局が本ガイドライン及び事務局の定める規定に基づき認定を行うものです。

### (2) 認定要件及び認定の取り消し

#### ア 認定要件

- ① 尼崎市版地域クラブ活動推進方針及び本ガイドラインを遵守すること
- ② 設置・運営者並びに指導者が事務局の行う研修を年に一度受講し、体罰の撲滅やコンプライアンスの遵守等を約するほか、適宜の事務局の指導に従うこと
- ③ 地域クラブとしての活動が非営利であること※（団体として非営利であることまでは要さない）
- ④ この他、事務局の定める要件を満たすこと

※非営利とは、活動に係る人件費、消耗品や使用料等の直接経費と、会費等の収入が概ね均衡している状態を指します。

#### イ 欠格要件

尼崎市版地域クラブ活動推進方針及び本ガイドライン並びに事務局の定める関係規定に違反し、本市又は事務局による指導を経てもなお是正されない場合には、認定を取り消します。また、違反の内容等が同方針及び本ガイドラインの趣旨・目的を著しく逸脱するなどした場合は、指導を経ずに認定を取り消すことがあります。

### (3) 認定地域クラブが受けられる支援

- ア 市立中学校へのチラシ配布等などによる広報支援を受けることができます。
- イ 地域クラブ活動を行うための市立中学校校舎及び運動施設、社会体育施設の施設利用調整の支援を検討しています。
- ウ その他の支援については、クラブのニーズ等を踏まえて適宜検討します。ただし、直接公費の支出を要するような内容は支援の対象外とします。

#### 4 地域クラブの態様と活動方針

各地域クラブの態様と活動方針は、下表のとおりです。なお、直営地域クラブの規定や認定地域クラブの認定要件の詳細は、事務局が定めます。

	直営地域クラブ	認定地域クラブ
設置・運営者	事業団	団体、個人等
指導者	指導者登録制度に登録のある指導者	各クラブの指導者
会員	市立中学校生徒	主に市立中学校生徒 ※地域クラブの趣旨から、勝利や優秀な成績を収めるための勧誘又は引き抜き又はこれに類する行為は禁止。
会費	一人 3,000～5,000 円/月程度 ※競技・活動ごと（必要に応じてクラブごと）に事務局が設定 ※取組を進める中で会費の額が上記範囲を超える/下回る場合がある	クラブが定める額 ※地域クラブの趣旨から、可能な限り参加しやすい額となるよう努めること ※団体全体又は地域クラブ事業は非営利であること
活動拠点	市立中学校校舎及び運動施設、社会体育施設、公園等	原則として本市市内
活動方針	スポーツ等に親しむ機会としての活動 ※「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下、「国ガイドライン」という。）を遵守する	スポーツ等に親しむ機会としての活動 ※国ガイドラインを遵守する
活動頻度の目安	週に平日 2 日・2 時間、休日 1 日・3 時間、計 3 日	国ガイドラインの範囲内
出場する大会等	中学校体育連盟主催大会及びその他の大会 ※募集時に明示すること	設置・運営者に一任 ※募集時に明示すること
補償（会員）	必須（スポーツ安全保険）	必須（保険の種類は設置・運営者に一任）
責任負担	設置・運営者 ※市は補助金交付者としての道義的責任を負う	設置・運営者

## 5 指導者登録制度(直営地域クラブ)

直営地域クラブの指導者は、事務局が運営する指導者登録制度の登録者の中から事務局が選定し、配置します。この制度に登録する指導者は事業団とアルバイトの雇用契約を締結します。なお、副業等として関わる場合には、主たる勤め先からの許可を得られているか確認します。また、待遇等は別途事業団において規定します。

### (1) 指導者の種類と役割

指導者には、指導者と指導補助員（以下、「指導者等」という。）があり、それぞれの役割は次のとおりです。

#### ア 指導者

直営地域クラブの活動現場における責任者として、指導計画の立案・決定、機器利用や熱中症対策等の安全配慮、技術指導、大会等での指揮などを行います。事故等が発生した際、場合によっては管理責任を問われることがあります。

#### イ 指導補助員

指導者を補佐する役割を担います。

(参考) 指導者、指導補助員、事務局の役割分担

	事務局	指導者	指導補助員
<b>クラブ運営</b>			
会計	○	×	×
備品・消耗品等の購入	○	○(軽微なもの)	×
活動場所の調整	○	○(軽微なもの)	×
<b>指導</b>			
指導計画	○(確認)	○(立案・決定)	意見
技術指導	×	○	○(補助)
大会等の引率	×	○	○(補助)
大会運営への協力	△	○(必要な場合)	○(必要な場合)
安全配慮	○(直営全体)	○(現場レベル)	○(現場レベル)
<b>保護者対応</b>			
クラブ運営に係るもの	○	○(軽微なもの)	×
指導方針に係るもの	○	○(軽微なもの)	×
<b>会員対応</b>			
出欠確認	×	○	○(補助)
欠席時等の保護者連絡	○(保護者向け)	○(事務局向け)	×
<b>責任範囲</b>			
指導・引率時の事故等	○(事案による)	○(事案による)	×(重過失等除く)

## (2) 指導者の要件

直営地域クラブで指導を行う指導者（指導者登録制度登録者）の要件は次のとおりとし、詳細は事務局において定めます。

- ア 直営地域クラブの意義や趣旨、活動方針を十分に理解していること。
- イ 競技や活動の楽しさや魅力等を会員に十分伝えられるだけの技術、知識、経験のあること。
- ウ 体罰の撲滅やコンプライアンスの遵守等について徹底できること。

## (3) 登録から配置、活動までの流れ

指導者登録から配置、活動までの流れは次のとおりです。なお、詳細は雇用主である事業団において定めます。

手続き等の内容	申請者	事務局
<b>申請～登録</b>		
①登録申請	○	
②申請受理・書類審査		○
③面談、指導希望等の確認	○	○
④採用通知（内示）		○
⑤必須研修の受講	○	



**正式採用・登録**



<b>配置～活動</b>		
⑥配置先の検討・内示		○
⑦兼職兼業等の許可証等の提出（必要な者）	○	
⑧配置の決定・通知		○
⑨指導計画の立案及び事務局による確認	○	○
⑩会員への活動日程の連絡		○



**活動開始**

## 6 地域クラブ活動における会員の留意事項

### (1) 活動場所への移動等

地域クラブ活動は、学校部活動と異なり学校管理外のものであります。そのため、活動場所への移動等については次のとおりです。

#### ア 活動場所への移動等

自身の通う学校で行われているクラブ活動であっても、必ず一度下校した後に参加することになります。

#### イ 活動場所への移動は、自己の責任で行うこと。

自転車や公共交通機関、送迎等、移動手段は限定しません。ただし、例えば自転車を活動場所に停める場所や自動車等からの乗降場所などについては、当該施設や近隣住民等の迷惑とならないよう、施設管理者の指示に従ってください。

#### ウ 携帯電話の持ち込み

携帯電話を活動場所に持ち込むことは禁止しません。ただし、自転車のながらスマホの禁止など法令遵守はもちろんのこと、学校敷地内でみだりに写真を撮ることはしないなど、施設管理者の指示に従った使用をしてください。(地域クラブとして携帯電話の使用は禁止しませんが、施設管理者から禁止される場合があります。)

### (2) 連絡体制と個人情報の取り扱い

連絡体制や緊急時の連絡網は、直営地域クラブにおいては事務局の、認定地域クラブにおいては各クラブの指示に従ってください。

なお、直営地域クラブの指導者は、クラブ員や保護者の連絡先等を保有し又は個別に連絡を取り合うことは原則として禁止します。必要がある場合には、必ず事務局の指示に従ってください。

### (3) 安全な活動の確保

活動を行う上では、指導者の指示に従い、会員自身も安全・安心な活動の確保に努める必要があります。

## 7 今後の検討課題

### (1) 施設利用等について

地域クラブが学校施設や社会体育施設等の公共施設を使用する際の使用の位置づけや使用料の考え方、学校備品の使用や負担のあり方については、地域クラブが活動しやすい環境整備に向けて今後検討を行います。

なお、それまでの間の学校施設の使用については、学校開放の仕組みを活用して実施することとします。



(2) 認定地域クラブへの支援について

地域クラブ活動の推進には、多種多様な認定地域クラブが数多く生まれることが重要です。そのため、現在の広報支援に加え、施設の利用調整支援のあり方について検討を行うとともに、地域クラブが安定的・継続的な活動を確保する上で必要な事項についての研究を行っていきます。

(3) 取組の進捗管理

本市では、尼崎市版地域クラブ活動推進方針策定に至るまでの間、中学校長会や尼崎市体育協会、大学、地域スポーツ団体等で構成される尼崎市地域クラブ活動検討協議会を設置し、取組の方向性等について協議をしてきました。

本取組を進めるに当たっては、引き続き様々な団体との連携・協力が必要であり、また、これに向けた協議の場が必要となることから、今後そうした協議の場のあり方についても検討していきます。

以 上

付則

このガイドラインは、令和7年1月31日から実施する。